

令和2年度 議会改革推進会議 行政視察報告書

1 視察日

令和2年10月27日（火）

2 参加委員

小林和孝（座長）、池田尚江（副座長）、宮川大樹、山田忠晴、牧田正樹、
本山正人、滝沢一成、武藤正信、上野公悦、丸山章、飯塚義隆（議長）

3 視察先

- ・名 称：新潟県柏崎市
- ・住 所：新潟県柏崎市中央町5-50
- ・人 口：81,976人（令和2年9月30日現在）
- ・面 積：442.03km²

4 視察の目的（視察先の選定理由、当市が参考にすべき点など）

視察先は、当市とは違うそれぞれ議会改革のカラーがあり、その市の取組や議事運営に触れることで、議会改革に取り組む参考とする。

5 テーマ等

通年議会について

6 現状等（社会情勢、当市・他市の状況、問題点など）

当市議会は、通年議会の導入について平成24年から調査・研究を行い、平成27年に課題を整理し、導入是非の両論併記として検討を打ち切った。

その後、様々な議会改革に取り組んできたところであるが、二度の改選を経る中で議会改革推進会議において、改めて取り上げ検討することとした。

7 視察概要

・事業名（取組の名称）

議会改革に関する取組

「柏崎市議会における通年会期制の導入」

・概要（内容）

(1) 通年議会実現までの経緯

平成23年に「議会改革に関する特別委員会」を設置した。「市民の信託に応える合議体たる議会づくりに向けて」という、まちづくり基本条例の趣旨に従って動いたということである。

各会派からテーマを提出し、一致したものについては実行へ移したというこの

委員会は、議員全員が参加する特別委員会であり、部会制（3 部会）をとった。議会改革で何を指すかはっきりさせた。

その中の第 2 部会において通年議会等を検討した。中越地震の時に時間がかかった反省から、スピーディにという機運が高まったとのことである。

平成 23 年の総務省通知では毎月 1 日以上会議を開くことが想定されていたが、平成 24 年の地方自治法改正のときにそれが変わり、定例日を条例で定めるとされたため、従来どおりのスキームでできると判断した。

柏崎市議会は、毎年 5 月 1 日に自動的に会期が始まる。一度招集すれば、4 年間招集されっぱなし、ということになる。

(2) 通年議会のメリットについて

随時会議が開けるということで、議論を行う場としての議会のハードルがずいぶん下がった。理事者側もまた、議案 1 本でも気軽に議会を開くようになった。市長はじめ理事者の出席なしで、議員だけで議決するという局面も生まれた。

会期制も通年議会制も進められ方としてはほぼ同じなのに、なぜ通年制にするのか、という疑問に対しては、「議会の独立性の問題」とのことである。

議長が市長に招集をお願いし、市長が招集するというのは独立性からして変である。議長の権限で開会し、市長に説明に来てもらうのが当然良い。

(3) 通年議会のデメリットについて

デメリットとして、「開催日が多くなり職員を更に拘束」「経費がかさむ」「地域行事など、議員活動ができない」「視察ができない」などが一般に言われるが、実際は一切ない。

(4) 通年議会を導入して変わった点

- ・委員会、協議会が多くなった。
- ・議案審査のやり方を変え、論点整理をきちんとやるようになった。
- ・総合計画など、大きな計画は議員全体で、それ以下は委員会で、頻繁に審議するようになった。
- ・理事者側が出てこない協議会も当たり前に行うようになった。
- ・デメリットといえるが、やはり議会事務局の負担が増えたことは否めない。委員長報告は、委員長自身がまとめることで、議会事務局の負担を減らすなどしなくてはならない。
- ・通年議会は、議会・理事者、お互いの信頼関係が必要である。二元代表制の下、緊張関係を保つべきであるにしても、わざわざ緊張を高めない努力が必要である。議論、調整をきちんとやることだ。

(5) 専決処分について

これは柏崎市議会でも、一番議論になったことである。通年議会であれば、理論的にはいつでも開ける。

当局の本音としては、今までどおり専決処分を認めてほしいところである。しかし、議会としては議決機関である議会の手続を経ない専決処分は原則として認められない。

結論としては、災害時などに限り、議会を開くことで市民生活に影響があつてはいけないとの考えで良しとした。除雪なども同様。市民生活第一との考えである。損害賠償、災害対応、除雪費などについて専決処分を認めている。

先日、新型コロナウイルス禍に対応し、1事件、専決処分事項を追加した。

(6) 通年議会実現への留意点

- ・年間スケジュール決めておくことが有効である。いつ頃視察へ行くべきか、議会報告会の時期など、あらかじめ組んでおくことよい。
- ・理事者の理解を得ること。通年議会の実現には、当局との擦り合わせが大事である。まず、正副委員長と総務部長で意見調整を行い、ある程度まとまってきたときに、市長等と意見交換を行った。市長からも導入の理由や必要性、経費、専決処分などについて質問されたが、説明し理解を得た。

(7) 一事不再議について

これも議論になった。法的には問題ないことが判明し、問題なしとした。

(8) 陳情・請願の受付について

随時受付となる。受けたら即、委員会付託となる。

8 所 感（当市に導入すべき点、導入に当たり注意すべき点、今後の方向性など）

当市議会において通年議会の導入を進めるに当たっては、目的をしっかりと固めておかなければならない。

通年議会の導入により市民の利益にどのように寄与できるか、議会・行政とも深化した議論が必要である。

今後、当市においても通年議会を議論する中で、急を要する事案の対応に対し議会と行政側のタイムラグをどのように埋めていくか、つまり、市民の安全・安心に遅れのないサービスを市長の専決権を含めどのように構築していくか、その中で議会会期の在り方を議論する必要があると考える。

まずは、課題の抽出を行い、シミュレーションの中で地方自治法との整合と行政の事務管理との整理を研究する必要がある。

